



平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 タナベ経営
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田辺 次良
(JASDAQ・コード番号 9644)
連絡者の役職氏名 専 務 取 締 役 木元 仁志
電 話 番 号 06—6338—3451

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) S P (セールスプロモーション) 事業の拡大および事業内容の明確化のため、事業目的の追加を行うものであります。(定款第 2 条)
- (2) 業務効率の向上を図るため、本店の所在地を大阪府吹田市から大阪市に変更するものであります。(定款第 3 条)
この変更につきましては、平成 20 年 9 月 30 日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則を設けるものであります。なお、この附則は、効力発生日経過後、これを削除するものであります。
- (3) 株主の権利行使の手続は、株式取扱規定に定める事項として、明確にするため、規定を追加するものであります。(定款第 12 条)

2. 定款変更の内容

現 行	変 更 後
第 2 条 (目 的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) 企業の再建、開発、診断、改善、指導、教育、講演、相談 (2) 経営管理に関する講座、出版、その他用具の販売 (3) 地域ならびに店舗開発に関する調査、計画、指導 (4) 知識、教育および健康増強に関する事業ならびに施設器具等の貸与 (5) 情報の収集、蓄積、加工、販売 (6) 施設の設計ならびに貸室 (7) 研修センターおよび簡易宿所営業	第 2 条 (目 的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) 企業の再建、開発、診断、改善、指導、教育、講演、相談 (2) 経営管理に関する講座、出版、その他用具の販売 (3) 地域ならびに店舗開発に関する調査、計画、指導 (4) 知識、教育および健康増強に関する事業ならびに施設器具等の貸与 (5) 情報の収集、蓄積、加工、販売 (6) 施設の設計ならびに貸室 (7) 研修センターおよび簡易宿所営業

(8) 社史、社内報および企業の広告宣伝等の企画制作 (9) 企業の合併、提携、営業権の譲渡および工場設立等の調査、企画斡旋 (10) 各種商品の輸出入ならびに、その媒介取次または代理 (11) 旅行業法に基づく旅行業 (12) 損害保険代理業 <u>(新 設)</u> <u>(13) 前各号に関連する出版物の販売斡旋</u> <u>(14) 前各号に関連する機械、器具、用品の製造販売斡旋</u> <u>(15) 前各号に関連する経営管理に必要なあらゆる商行為の提供</u> <u>(16) 前各号に付帯する一切の業務</u> 第3条 (本店の所在地) 当会社は本店を<u>大阪府吹田市</u>に置く。	(8) 社史、社内報および企業の広告宣伝等の企画制作 (9) 企業の合併、提携、営業権の譲渡および工場設立等の調査、企画斡旋 (10) 各種商品の輸出入ならびに、その媒介取次または代理 (11) 旅行業法に基づく旅行業 (12) 損害保険代理業 <u>(13) 販売促進に係る事業の企画、開発、製作、販売および、輸出入</u> <u>(14) 前各号に関連する出版物の販売斡旋</u> <u>(15) 前各号に関連する機械、器具、用品の製造販売斡旋</u> <u>(16) 前各号に関連する経営管理に必要なあらゆる商行為の提供</u> <u>(17) 前各号に付帯する一切の業務</u> 第3条 (本店の所在地) 当会社は本店を<u>大阪市</u>に置く。
---	--

現 行	変 更 後
第12条 (株式取扱規程) 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 ＜中略＞ <u>(新 設)</u>	第12条 (株式取扱規程) 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>株主の権利行使に関する手続は、</u>取締役会において定める株式取扱規程による。 ＜中略＞ <u>附則</u> <u>第3条 (本店の所在地) の変更は、平成20年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
- (2) 定款変更の効力発生日

平成20年6月25日 (水)

平成20年6月25日 (水)

以上